



高齢者の交通事故が増えています

歩行中だけでなく、自動車や自転車の運転による事故も多く発生しています。一人一人が交通ルールやマナーを守り、事故の防止に努めましょう。

道路を横断するとき

- ◆遠回りでも横断歩道を渡る
- ◆やむを得ず横断歩道がない場所を渡る時は、周りをよく見てから渡る

自転車も車の仲間です

- ◆一時停止の標識がある場所では、必ず止まる
- ◆ヘルメットを着用し、暗くなった



- らライトを点灯する
- ◆自転車損害賠償保険に加入する
- ◆安全運転講習を受けるなど、身体機能の変化などを認識して、ゆとりのある運転を実践する

- ◆70歳以上の人は、車の前後に「高齢者マーク」をつける
- ◆夜間や体調が悪いときは、できるだけ運転を控える

- ◆70歳以上の人は、車の前後に「高齢者マーク」をつける

- ◆夜間や体調が悪いときは、できるだけ運転を控える

夜に外出するとき

- ◆反射材をつける、明るい服装を選ぶなど、自分の存在を車に知らせる

☎市民協働課 ☎94-4715

匠の技

伊勢原の職人に迫る

伊勢原市商工会の協力により、商工業に携わる職人の皆さんを紹介する連載企画です。匠の技をお持ちの皆さんの仕事に対する熱意や思いを、作業の様子とともにお届けします。

第2回 相原 大祐さん 大津屋きゃらぶき本舗

大山618 ☎95-2704



相原 大祐さん

経歴

昭和57年12月生まれ(40歳)。民間企業で数年働いた後に、代々続いている大津屋の6代目として働き始める。5代目である父に教わりながら、きゃらぶき作りをはじめ、山菜を使用した新商品の開発などを行っている。

伝統の味を守り抜く

きゃらぶき作りは、ふきの仕入れ、塩蔵(塩を使った貯蔵)、塩を洗う、2日間煮るといった工程があります。どの作業もふきの状態を見ながら行うため、作り方の感覚を身に付けるために、ひたすら父の作業を見て学びました。

ふきの具合を見ながら、適切なタイミングでかき混ぜるために釜の傍を離れられなかったり、その日の気温に合わせて薪の燃え方を調整したりと、大変なことも多いです。しかし、明治の創業以来、代々受け継がれた伝統の味を守るためには必要な作業で、長年大津屋のきゃらぶきをひいきにしてくださるお客さんを思えば、頑張ることができます。

また、美味しいということは大前提で安全・安心に配慮した食品をお届けするために、衛生管理にも気を付けています。

これからも日々勉強しながら、先代たちが残した伝統の味を守り続けたいと思います。



丹精込めてかき混ぜます



釜で炊くことがおいしさの秘訣



火加減の調整が重要です



大津屋こだわりの逸品

◇次回は「有限会社 頼住靴店」を紹介します

芸術の秋を楽しもう 伊勢原市民文化祭を開催

日ごろの芸能活動の発表、絵画や写真などの展示を通じて、地域の伝統文化や芸術にふれることができる絶好の機会です。皆さんも芸術の秋を楽しみませんか。

なお、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

☎社会教育課(中央公民館内) ☎93-7500

中央公民館

催事	日程	時間
作品展(絵画、盆栽、短歌、連句)	10/27(金)~29(日)	9:30~17:00
こども・親子華道展	10/28(土)・29(日)	(29日は16時まで)
伊勢原華道協会いけばな伝統文化こども・親子教室「公開活け込み」	10/28(土)、11/ 4(土)	9:30~
短歌大会	10/29(日)	10:00~16:00
作品展(書道、写真、工芸)	11/ 3(金)~5(日)	9:30~17:00
華道展	11/ 4(土)・5(日)	(5日は16時まで)
茶会	11/ 5(日)	10:00~15:00

市民文化会館 ☐は大ホールが会場

催事	日程	時間
剣詩舞舞踊大会	10/21(土)	13:00~16:00
箏・尺八演奏会	10/22(日)	11:00~15:30
新舞踊大会	10/22(日)	12:00~15:30
郷土芸能発表会	10/28(土)	10:30~16:10
マジックフェスティバル	10/28(土)	13:30~15:30
市民合唱祭	10/29(日)	13:00~15:40
民謡・民舞踊大会	11/ 3(金)	10:30~15:30
ハワイアン&フラフェスティバル	11/ 4(土)	13:00~15:40
吟詠吟舞のつどい	11/ 5(日)	10:00~16:00
いせはらフィルコンサート	11/ 5(日)	14:00~16:00

どなたでも参加できるイベント

催事	日程	時間	場所
黒松・真柏類の手入れの仕方	10/28(土)	13:00~15:00	中央公民館
ウクレレ・フラ教室		13:30~15:30	
抹茶体験	11/ 5(日)	10:00~15:00	
マジック教室		13:30~15:30	

その他の催し

催事	日程	時間	場所
菊花展	11/ 2(木)~9(木)	9:00~15:00	総合運動公園



令和6年度から 森林環境税が課税されます

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備や人材育成、木材利用の促進などに必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度(令和5年中の収入)から、国内に住所のある個人に対して課税され、個人住民税均等割額と併せて1人年額1000円が課税されます※東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から年額1000円(市民税・県民税各500円)負担していた復興特別住民税は令和5年度で終了します

なお、従来から負担いただいている「水源環境保全税」(県民税)とは異なります。

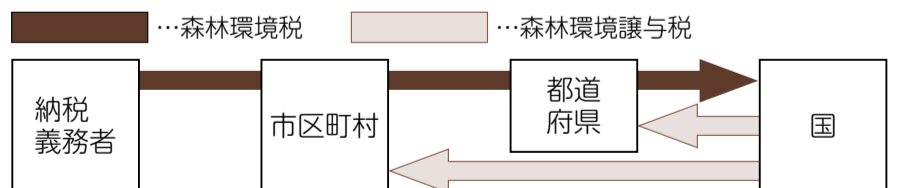
非課税基準など詳しくは、市ホームページ「暮らしのガイド」→「その他の税」、または右のQRコードからご確認ください。



市ホームページ

森林環境税の使い道

森林環境税は全額が「森林環境譲与税」として、国から各都道府県・市区町村に譲与されます。



※国から都道府県と市区町村に森林環境譲与税として譲与され、森林整備や人材育成、木材利用の促進などに利用します

森林環境税と個人住民税均等割額の課税額(年額)

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1000円
県民税	個人住民税均等割額	1500円	1000円
	水源環境保全税	300円	300円
市民税	個人住民税均等割額	3500円	3000円
	計	5300円	5300円

☎市民税課 ☎74-5429